

令和4年度和歌山県一般会計補正予算及び
各特別会計補正予算

和 歌 山 県

目 次

令和４年度和歌山県一般会計補正予算	1
令和４年度和歌山県農林水産振興資金特別会計補正予算	25
令和４年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算	29
令和４年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算	33
令和４年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算	37
令和４年度和歌山県国民健康保険特別会計補正予算	41
令和４年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算	45
令和４年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算	49
令和４年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算	53
令和４年度和歌山県自動車税証紙特別会計補正予算	57
令和４年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算	61
令和４年度和歌山県公債管理特別会計補正予算	69
令和４年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算	75
令和４年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算	79
令和４年度和歌山県土地造成事業会計補正予算	81
令和４年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算	83

令和4年度和歌山県一般会計補正予算

令和4年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,689,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673,421,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 95,776,200	千円 6,473,800	千円 102,250,000
	1 県 民 税	32,869,000	501,000	33,370,000
	2 事 業 税	20,639,000	2,496,000	23,135,000
	3 地 方 消 費 税	21,118,000	3,124,000	24,242,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,721,000	179,000	1,900,000
	5 県 た ば こ 税	1,061,000	32,000	1,093,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	314,000	13,000	327,000
	7 軽 油 引 取 税	5,990,000	365,000	6,355,000
	8 自 動 車 税	12,050,000	△253,000	11,797,000
	10 狩 猟 税	14,100	△800	13,300
	11 旧 法 に よ る 税	—	17,600	17,600
2 地方消費税清算金		42,078,000	2,905,000	44,983,000
	1 地方消費税清算金	42,078,000	2,905,000	44,983,000
3 地方譲与税		17,841,000	1,758,000	19,599,000
	1 特別法人事業譲与税	15,451,000	1,885,000	17,336,000
	2 地方揮発油譲与税	2,041,000	△119,000	1,922,000
	3 石油ガス譲与税	71,000	△1,000	70,000
	4 自動車重量譲与税	115,000	△2,000	113,000
	6 航空機燃料譲与税	19,000	△5,000	14,000
4 地方特例交付金		504,000	89,334	593,334
	1 地方特例交付金	504,000	89,334	593,334
5 地方交付税		181,493,977	9,941,939	191,435,916
	1 地方交付税	181,493,977	9,941,939	191,435,916
6 交通安全対策特別交付金		184,000	△3,000	181,000
	1 交通安全対策特別交付金	184,000	△3,000	181,000
7 分担金及び負担金		1,604,894	△74,662	1,530,232
	1 分 担 金	32,483	△5,352	27,131
	2 負 担 金	1,572,411	△69,310	1,503,101
8 使用料及び手数料		6,000,788	△82,180	5,918,608

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 使用料	4,466,947	△72,974	4,393,973
	2 手数料	1,533,841	△9,206	1,524,635
9 国庫支出金		137,536,956	△2,355,043	135,181,913
	1 国庫負担金	41,828,680	△3,574,023	38,254,657
	2 国庫補助金	94,214,777	1,446,433	95,661,210
	3 委託金	1,493,499	△227,453	1,266,046
10 財産収入		336,320	△38,685	297,635
	1 財産運用収入	134,727	7,349	142,076
	2 財産売却収入	201,593	△46,034	155,559
11 寄附金		84,668	61,038	145,706
	1 寄附金	84,668	61,038	145,706
12 繰入金		8,277,465	△2,268,905	6,008,560
	1 特別会計繰入金	203,049	190,678	393,727
	2 基金繰入金	8,074,416	△2,459,583	5,614,833
13 繰越金		1	11,357,549	11,357,550
	1 繰越金	1	11,357,549	11,357,550
14 諸収入		83,910,027	△130,013	83,780,014
	1 延滞金、加算金及び過料等	130,630	2,311	132,941
	2 県預金利子	82	45	127
	3 貸付金元利収入	77,569,760	35,181	77,604,941
	4 収益事業収入	2,903,495	24,623	2,928,118
	5 受託事業収入	362,468	△131,207	231,261
	6 雑収入	2,943,592	△60,966	2,882,626
15 県債		88,103,000	△17,944,324	70,158,676
	1 県債	88,103,000	△17,944,324	70,158,676
歳入合計		663,731,296	9,689,848	673,421,144

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,237,835	千円 △2,720	千円 1,235,115
	1 議 会 費	1,237,835	△2,720	1,235,115
2 総 務 費		34,793,036	16,328,886	51,121,922
	1 総 務 管 理 費	13,926,181	18,679,629	32,605,810
	2 企 画 費	7,202,580	△593,462	6,609,118
	3 徴 税 費	4,257,699	10,241	4,267,940
	4 市 町 村 振 興 費	843,039	△91,181	751,858
	5 選 挙 費	1,597,113	△185,505	1,411,608
	6 防 災 費	5,689,693	△1,453,057	4,236,636
	7 統 計 調 査 費	294,807	△44	294,763
	8 人 事 委 員 会 費	145,186	△10,338	134,848
	9 監 査 委 員 費	176,149	△7,949	168,200
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	505,458	△6,746	498,712
	11 自 然 保 護 費	155,131	△12,702	142,429
3 民 生 費		84,389,324	△260,898	84,128,426
	1 社 会 福 祉 費	64,447,124	△250,521	64,196,603
	2 児 童 福 祉 費	16,110,374	△47,679	16,062,695
	3 生 活 保 護 費	3,811,890	2,676	3,814,566
	4 災 害 救 助 費	19,936	34,626	54,562
4 衛 生 費		39,264,897	△489,103	38,775,794
	1 公 衆 衛 生 費	29,108,173	△70,473	29,037,700
	2 環 境 衛 生 費	1,351,510	△281,949	1,069,561
	3 保 健 所 費	1,488,760	22,902	1,511,662
	4 医 薬 費	6,279,608	△170,878	6,108,730
	5 環 境 対 策 費	1,036,846	11,295	1,048,141
5 労 働 費		1,247,215	△105,009	1,142,206
	1 労 政 費	431,270	△36,573	394,697
	2 職 業 訓 練 費	724,429	△68,478	655,951
	3 労 働 委 員 会 費	91,516	42	91,558
6 農 林 水 産 業 費		28,623,391	△3,097,823	25,525,568
	1 農 業 費	6,189,766	△1,053,313	5,136,453

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	561,710	△24,460	537,250
	3 農地費	8,033,096	△207,137	7,825,959
	4 林業費	7,825,350	△1,404,554	6,420,796
	5 水産業費	4,417,243	△362,101	4,055,142
	6 試験研究費	1,596,226	△46,258	1,549,968
7 商工費		98,088,456	1,071,834	99,160,290
	1 商業費	87,038,301	630,489	87,668,790
	2 工鉱業費	6,653,792	126,585	6,780,377
	3 観光費	4,396,363	314,760	4,711,123
8 土木費		115,990,644	△7,333,885	108,656,759
	1 土木管理費	4,128,549	△194,176	3,934,373
	2 道路橋りょう費	64,503,980	△4,362,563	60,141,417
	3 河川海岸費	29,384,443	△1,429,764	27,954,679
	4 港湾費	10,758,192	△1,365,301	9,392,891
	5 都市計画費	5,913,869	5,919	5,919,788
	6 住宅費	1,301,611	12,000	1,313,611
9 警察費		28,948,727	△74,634	28,874,093
	1 警察管理費	25,100,847	18,763	25,119,610
	2 警察活動費	3,847,880	△93,397	3,754,483
10 教育費		110,067,946	△178,244	109,889,702
	1 教育総務費	16,443,959	△584,629	15,859,330
	2 小学校費	29,171,432	547,126	29,718,558
	3 中学校費	16,841,772	122,465	16,964,237
	4 高等学校費	21,900,269	△350,988	21,549,281
	5 特別支援学校費	11,403,487	22,921	11,426,408
	6 社会教育費	2,611,392	△46,339	2,565,053
	7 保健体育費	1,697,831	△16,097	1,681,734
	8 大学費	9,997,804	127,297	10,125,101
11 災害復旧費		7,044,809	△6,376,923	667,886
	1 農林水産施設災害復旧費	1,241,064	△1,022,974	218,090
	2 土木施設災害復旧費	5,803,745	△5,353,949	449,796
12 公債費		67,818,910	5,641,311	73,460,221

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公 債 費	千円 67,818,910	千円 5,641,311	千円 73,460,221
13 諸 支 出 金		46,016,106	4,567,056	50,583,162
	1 地方消費税清算金	21,066,000	3,010,000	24,076,000
	2 利子割交付金	126,522	△70,092	56,430
	3 法人事業税交付金	1,497,496	300,000	1,797,496
	4 地方消費税交付金	21,115,000	1,455,000	22,570,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	219,800	9,100	228,900
	6 環境性能割交付金	407,683	△69,108	338,575
	8 配当割交付金	699,732	176,418	876,150
	9 株式等譲渡所得割交付金	883,872	△256,014	627,858
	10 自動車取得税交付金	—	11,752	11,752
歳 出 合 計		663,731,296	9,689,848	673,421,144

第2表 繰越明許費の補正			
1 追加			
款	項	事業名	金額
2 総務費			275,531
	1 総務管理費		91,972
		財務会計システム管理運営	37,026
		財産管理	54,946
	2 企画費		77,000
		貨物自動車運送業エコタイヤ導入支援	77,000
	6 防災費		106,559
		総合防災情報システム運営	106,559
3 民生費			1,651,441
	1 社会福祉費		964,611
		障害者支援施設整備	133,015
		グループホーム充実支援	77,160
		相談センター体育施設整備	126,585
		老人福祉施設整備	627,851
	2 児童福祉費		686,830
		子ども・子育て支援	634,830
児童福祉行政事務		52,000	
4 衛生費			34,225
	2 環境衛生費		34,225
		水道施設整備指導	2,225
		水道応急給水車両緊急整備	32,000
6 農林水産業費			1,249,297
	1 農業費		294,243
		和歌山県農水産物・加工食品輸出促進	110,000
		わかやまブランド支援	183,676
		養成	567
	3 農地費		479,992
		基幹水利施設ストックマネジメント	41,055
		県営中山間地域ほ場環境整備	87,359
県営水利施設等保全高度化		140,775	

		県営農業基盤整備促進	52,500
		団体営農地耕作条件改善	23,203
		県営農道整備	113,400
		農業集落排水	21,700
	4 林業費		109,380
		紀州林業収益向上プロジェクト	8,459
		森林資源循環利用促進	25,000
		災害関連緊急治山	75,921
	5 水産業費		326,066
		漁業経営構造改善	278,926
		漁村環境整備	22,140
		漁港維持修繕	25,000
	6 試験研究費		39,616
		果樹試験場運営	39,616
7 商工費			3,998,312
	2 工鉱業費		325,439
		あやの台北部用地開発	325,439
	3 観光費		3,672,873
		世界遺産等推進	8,000
		全国旅行支援	3,662,873
		外国人観光客受入環境整備	2,000
8 土木費			5,284,781
	1 土木管理費		170,241
		住宅耐震化促進	2,664
		緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援	167,577
	2 道路橋りょう費		2,445,775
		道路調査	35,404
		道路災害防除	28,241
		交通安全施設等整備	85,708
		道路維持	534,121
		県際道路管理	55,905
		広域地方計画道路改良	43,500
		地方特定道路整備	689,002

		半島振興道路整備	91,400
		小規模道路改良	727,994
		サイクリングロード整備	154,500
	3 河川海岸費		1,742,190
		河川調査	101,456
		ダム修繕	338,280
		堤防改修	278,200
		河川修繕	780,000
		砂防修繕	139,744
		砂防調査	18,510
		小規模土砂災害対策	45,800
		三四六総合運動公園斜面工事	40,200
	4 港湾費		265,875
		港湾調査	49,323
		海岸調査	25,200
		港湾修繕	33,840
		海岸修繕	85,900
		県単港湾施設整備	65,212
		空港修繕	6,400
	5 都市計画費		262,700
		地方特定道路整備（街路）	231,300
		街路整備	31,400
	6 住宅費		398,000
		公営住宅建設	398,000
9 警察費			418,006
	1 警察管理費		310,000
		警察学校庁舎新築	310,000
	2 警察活動費		108,006
		交通安全施設整備	73,938
		総合的なサイバーセキュリティ対策の強化	34,068
10 教育費			1,329,304
	1 教育総務費		25,166
		学校教育運営管理	7,106

		私立学校振興	18,060
	4 高等学校費		43,266
		諸施設整備	43,266
	5 特別支援学校費		812,262
		特別支援学校一般運営費	14,400
		南紀・はまゆう支援学校再編整備	797,862
	6 社会教育費		3,590
		文化財保護育成補助	3,590
	7 保健体育費		124,700
		保健・給食管理運営	124,200
		学校安全総合支援	500
	8 大学費		320,320
		公立大学法人運営	320,320
11 災害復旧費			253,004
	1 農林水産施設災害復旧費		143,318
		農地災害復旧	37,906
		農業用施設災害復旧	24,399
		林道災害復旧	33,988
		漁港施設災害復旧	47,025
	2 土木施設災害復旧費		109,686
		土木施設災害復旧	109,686
合		計	14,493,901

2 変 更					
款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総 務 費			524,781		406,947
	2 企 画 費		524,781		406,947
		地 籍 調 査	524,781	地 籍 調 査	406,947
6 農林水産業費			3,656,282		5,401,749
	3 農 地 費		1,847,012		2,758,245
		県営畑地帯総合整備	40,879	県営畑地帯総合整備	59,970
		県営中山間総合整備	241,057	県営中山間総合整備	356,126
		県営ため池等整備	1,062,662	県営ため池等整備	1,698,899
		地すべり防止対策	37,924	地すべり防止対策	40,444
		ため池調査	407,124	ため池調査	421,576
		中山間総合農地防災	30,749	中山間総合農地防災	45,449
		団体営ため池等整備	26,617	団体営ため池等整備	135,781
		4 林 業 費		764,123	
	森林環境保全整備		336,279	森林環境保全整備	439,279
	補助林道		66,700	補助林道	181,276
	森林路網整備促進		15,000	森林路網整備促進	10,000
	一般治山		346,144	一般治山	429,371
	5 水 産 業 費		1,045,147		1,583,578
		漁港施設整備	1,040,047	漁港施設整備	1,534,866
		漁港海岸整備	5,100	漁港海岸整備	48,712
8 土 木 費			25,577,075		51,720,940
	2 道路橋りよう費		10,199,100		26,741,858
		道路保全	2,184,600	道路保全	7,352,833
		公共事業国道改良	3,080,800	公共事業国道改良	5,970,600
		道路改良	4,933,700	道路改良	13,418,425
	3 河川海岸費		12,328,068		18,089,182
		河川整備	7,474,668	河川整備	9,590,728

		急傾斜地崩壊対策	1,737,700	急傾斜地崩壊対策	2,658,830
		砂防	2,768,060	砂防	4,858,084
		災害緊急がけ崩れ対策	20,400	災害緊急がけ崩れ対策	52,400
		海岸整備（海岸）	327,240	海岸整備（海岸）	929,140
	4	港湾費	2,596,407		4,780,986
		港湾施設整備	1,339,765	港湾施設整備	2,612,586
		海岸整備（港湾）	1,083,932	海岸整備（港湾）	1,955,900
		空港整備	172,710	空港整備	212,500
	5	都市計画費	453,500		2,108,914
		公共街路	101,000	公共街路	1,664,935
		公園整備	352,500	公園整備	443,979
合 計			29,758,138		57,529,636

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和4年度県議会議員一般選挙臨時啓発	自 令和4年度 至 令和5年度 (2年)	千円 4,574
2 令和4年度県議会議員一般選挙執行	自 令和4年度 至 令和5年度 (2年)	3,489

第4表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共港湾事業	千円 3,221,900	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共河川事業	772,900	以下同上	以下同上	以下同上
公共海岸事業	1,337,000			
公共農業農村事業	1,034,000			
公共災害関連事業	3,900,000			
公共治山事業	284,100			
公共治水事業	2,435,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,966,100	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
619,800	以下同上	以下同上	以下同上
917,900			
764,400			
3,465,000			
297,000			
2,008,900			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共林道事業	千円 79,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共水産基盤事業	1,000,500	以下同上	以下同上	以下同上
公共道路事業	21,227,300			
防災・減災・国土 強靱化緊急対策事 業	18,692,700			
過年補助災害復旧 事業	16,000			
現年補助災害復旧 事業	2,033,200			
単独災害復旧事業	340,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 59,600	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和4年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
864,100	以下同上	以下同上	以下同上
17,312,800			
16,854,100			
13,900			
58,600			
85,000			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
緊急防災・減災事業	千円 1,208,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
社会福祉施設整備 事業	55,700	以下同上	以下同上	以下同上
警察施設整備事業	1,060,900			
自然公園等施設整備	6,800			
河川等整備事業	48,400			
相談センター体育 施設整備	220,900			
環境衛生研究センター 再整備	45,300			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,048,900	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。
72,200	以下同上	以下同上	以下同上
1,002,800			
6,000			
61,400			
214,700			
34,600			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
動物愛護センター ・鳥獣保護センター 運営	千円 18,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
畜産試験場運営	79,900	以下同上	以下同上	以下同上
小規模土砂災害対策	10,500			
県単港湾施設整備	153,300			
事務局等運営	22,700			
特別史跡岩橋千塚 古墳群等保存整備 ・活用	25,100			
防災対策事業	329,200			
公共施設等適正 管理推進事業	1,718,300			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 17,800	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和4年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
79,600	以下同上	以下同上	以下同上
9,600			
165,600			
16,700			
16,600			
316,400			
1,780,300			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止 対策事業	千円 3,714,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
行政改革推進	3,196,600	以下同上	以下同上	以下同上
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	4,300,900			
臨時財政対策	9,000,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: right;">千円</p> <p>3,711,600</p>	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和4年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
-	以下同上	以下同上	以下同上
4,429,700			
4,373,376			

令和4年度和歌山県農林水産振興資金特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93,669千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 124,151	千円 △80,000	千円 44,151
	1 繰越金	124,151	△80,000	44,151
3 諸収入		87,143	△13,669	73,474
	2 貸付金元利収入	63,235	△9,570	53,665
	3 雑収入	23,903	△4,099	19,804
歳入合計		211,577	△93,669	117,908

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円 211,577	千円 △93,669	千円 117,908
	1 農 業 費	8,326	651	8,977
	2 林 業 費	174,468	△94,320	80,148
歳 出 合 計		211,577	△93,669	117,908

令和4年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59,039千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ498,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 24,257	千円 △22,455	千円 1,802
	1 繰越金	24,257	△22,455	1,802
2 諸収入		533,323	△36,584	496,739
	2 貸付金元利収入	434,796	△36,590	398,206
	3 雑収入	98,525	6	98,531
歳入合計		557,580	△59,039	498,541

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商 工 費		千円 557,580	千円 △59,039	千円 498,541
	1 中小企業振興資金助成費	557,580	△59,039	498,541
歳 出 合 計		557,580	△59,039	498,541

令和4年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の修学奨励金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 1	千円 101,163	千円 101,164
	1 繰越金	1	101,163	101,164
2 諸収入		210,946	△19,210	191,736
	1 貸付金元利収入	210,946	△19,210	191,736
歳入合計		210,947	81,953	292,900

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 教 育 費		千円 210,947	千円 81,953	千円 292,900
	1 教 育 総 務 費	210,947	81,953	292,900
歳 出 合 計		210,947	81,953	292,900

令和4年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の職員住宅特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,665千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 176,793	千円 △11,820	千円 164,973
	1 財産運用収入	176,793	△11,820	164,973
3 繰越金		—	32,691	32,691
	1 繰越金	—	32,691	32,691
歳入合計		176,794	20,871	197,665

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 176,794	千円 20,871	千円 197,665
	1 職員住宅管理費	176,794	20,871	197,665
歳 出 合 計		176,794	20,871	197,665

令和4年度和歌山県国民健康保険特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,994,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,857,969千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 31,466,011	千円 506,779	千円 31,972,790
	1 国庫負担金	21,535,753	△70,298	21,465,455
	2 国庫補助金	9,930,258	577,077	10,507,335
3 療養給付費等交付金		1	3,115	3,116
	1 療養給付費等交付金	1	3,115	3,116
4 前期高齢者交付金		31,881,594	127,132	32,008,726
	1 前期高齢者交付金	31,881,594	127,132	32,008,726
6 財産収入		90	225	315
	1 財産運用収入	90	225	315
7 繰入金		6,853,582	101,630	6,955,212
	1 一般会計繰入金	6,808,384	50,631	6,859,015
	2 基金繰入金	45,198	50,999	96,197
8 繰越金		451,477	880,499	1,331,976
	1 繰越金	451,477	880,499	1,331,976
9 諸収入		7,742	375,377	383,119
	1 雑収入	7,742	375,377	383,119
歳入合計		102,863,212	1,994,757	104,857,969

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費等交付金		千円 83,363,310	千円 1,985,479	千円 85,348,789
	1 保険給付費等交付金	83,363,310	1,985,479	85,348,789
3 後期高齢者支援金等		13,689,632	△69,168	13,620,464
	1 後期高齢者支援金等	13,689,632	△69,168	13,620,464
4 前期高齢者納付金等		29,147	7,304	36,451
	1 前期高齢者納付金等	29,147	7,304	36,451
5 介護納付金		5,422,454	68	5,422,522
	1 介護納付金	5,422,454	68	5,422,522
6 病床転換支援金等		472	△424	48
	1 病床転換支援金等	472	△424	48
8 財政安定化基金支出金		3	50,999	51,002
	1 財政安定化基金支出金	3	50,999	51,002
9 保健事業費		123,110	20,274	143,384
	1 保健事業費	123,110	20,274	143,384
10 基金積立金		90	225	315
	1 基金積立金	90	225	315
歳 出 合 計		102,863,212	1,994,757	104,857,969

令和4年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の県営競輪事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,706,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,305,474千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 18,585,634	千円 6,239,175	千円 24,824,809
	1 収益事業収入	18,585,634	6,239,175	24,824,809
2 使用料及び手数料		1,323	24	1,347
	1 使用料	1,323	24	1,347
3 財産収入		27	125	152
	1 財産運用収入	26	125	151
4 繰越金		1	466,420	466,421
	1 繰越金	1	466,420	466,421
5 諸収入		12,189	556	12,745
	2 雑収入	12,188	556	12,744
歳入合計		18,599,174	6,706,300	25,305,474

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営競輪特別事業費		千円 18,598,174	千円 6,706,300	千円 25,304,474
	1 競輪事業費	18,598,174	6,706,300	25,304,474
歳 出 合 計		18,599,174	6,706,300	25,305,474

令和4年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,727千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ555,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 505,955	千円 13,233	千円 519,188
	1 使用料	505,955	13,233	519,188
2 財産収入		3	24	27
	1 財産運用収入	2	25	27
	2 財産売却収入	1	△1	—
3 繰越金		1	34,470	34,471
	1 繰越金	1	34,470	34,471
歳入合計		507,975	47,727	555,702

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾施設管理費		千円 507,975	千円 47,727	千円 555,702
	1 港湾施設管理費	507,975	47,727	555,702
歳 出 合 計		507,975	47,727	555,702

令和4年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の市町村振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,337千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ831,072千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 243,819	千円 386	千円 244,205
	1 繰越金	243,819	386	244,205
3 繰入金		22,866	△14,723	8,143
	1 一般会計繰入金	22,866	△14,723	8,143
歳入合計		845,409	△14,337	831,072

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 845,409	千円 △14,337	千円 831,072
	1 市町村振興費	845,409	△14,337	831,072
歳 出 合 計		845,409	△14,337	831,072

令和4年度和歌山県自動車税証紙特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の自動車税証紙特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ264,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ792,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 1,056,000	千円 △264,000	千円 792,000
	1 証紙収入	1,056,000	△264,000	792,000
歳入合計		1,056,000	△264,000	792,000

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 1,056,000	千円 △264,000	千円 792,000
	1 繰出金	1,056,000	△264,000	792,000
歳出合計		1,056,000	△264,000	792,000

令和4年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の用地取得事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ366,095千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,957,542千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 1,762,502	千円 △245,277	千円 1,517,225
	1 財産売却収入	1,762,502	△245,277	1,517,225
2 繰入金		9,050	△7,650	1,400
	1 一般会計繰入金	9,050	△7,650	1,400
3 諸収入		22,385	△968	21,417
	1 貸付金元利収入	16,385	32	16,417
	2 雑収入	6,000	△1,000	5,000
4 県債		1,529,700	△112,200	1,417,500
	1 県債	1,529,700	△112,200	1,417,500
歳入合計		3,323,637	△366,095	2,957,542

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土 木 費		千円 3,323,384	千円 △366,095	千円 2,957,289
	1 土木管理用地取得事業費	16,385	32	16,417
	2 道路橋りょう用地取得事業費	3,306,999	△366,127	2,940,872
歳 出 合 計		3,323,637	△366,095	2,957,542

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土木費			千円 1,094,000
	2 道路橋りょう用地取得事業費		1,094,000
		串本太地道路先行取得	420,300
		新宮道路先行取得	673,700
合 計			1,094,000

第3表 地方債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
串本太地道路先行 取得事業	千円 608,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
新宮道路先行 取得事業	921,100	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 742,600	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。
674,900	同上	同上	同上

令和4年度和歌山県公債管理特別会計補正予算

令和4年度和歌山県の公債管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ786,280千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,135,756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 946	千円 732	千円 1,678
	1 財産運用収入	946	732	1,678
2 繰入金		69,607,932	5,413,744	75,021,676
	1 一般会計繰入金	67,752,468	5,658,594	73,411,062
	2 特別会計繰入金	1,854,748	△244,850	1,609,898
3 県債		35,313,158	△6,200,756	29,112,402
	1 県債	35,313,158	△6,200,756	29,112,402
歳入合計		104,922,036	△786,280	104,135,756

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 104,922,036	千円 △786,280	千円 104,135,756
	1 公 債 費	104,922,036	△786,280	104,135,756
歳 出 合 計		104,922,036	△786,280	104,135,756

第2表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 35,313,158	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 29,112,402	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。

令和4年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

第1条 令和4年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間患者数		
入院患者	56,307人	54,913人
外来患者	24,176人	24,616人
(3) 一日平均患者数		
入院患者	154.3人	150.4人
外来患者	99.5人	101.3人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,292,677千円	18,391千円	2,311,068千円
第1項 医業収益	1,210,487千円	16,547千円	1,227,034千円
第2項 医業外収益	1,082,190千円	1,844千円	1,084,034千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,086,560千円	25,373千円	2,111,933千円
第1項 医業費用	2,033,334千円	19,056千円	2,052,390千円
第2項 医業外費用	53,126千円	6,317千円	59,443千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	507,292千円	0千円	507,292千円
第1項 企業債	181,400千円	△200千円	181,200千円
第2項 他会計負担金	325,892千円	200千円	326,092千円

第5条 予算第5条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第6条 予算第7条に定めた職員給与費「1,383,158千円」を「1,384,709千円」に改める。

第7条 予算第8条に定めたたな卸資産の購入限度額「105,723千円」を「122,522千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器整備事業	千円 63,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 63,500	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。

令和4年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算

第1条 令和4年度和歌山県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(4) 主要な建設改良事業費		

海底横断管更新工事	572,580千円	9,350千円
-----------	-----------	---------

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	823,550千円	18,690千円	842,240千円
第2項 営業外収益	115,864千円	18,690千円	134,554千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	803,344千円	29,378千円	832,722千円
第1項 営業費用	764,436千円	10,688千円	775,124千円
第2項 営業外費用	33,894千円	18,690千円	52,584千円

第4条 予算第4条に定めた本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額997,142千円は、建設改良積立金697,500千円及び過年度分損益勘定留保資金299,642千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額245,144千円は、過年度分損益勘定留保資金245,144千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	611,531千円	177,000千円	788,531千円
第3項 国庫補助金	-千円	177,000千円	177,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,608,673千円	△574,998千円	1,033,675千円
第1項 建設改良費	1,598,673千円	△574,998千円	1,023,675千円

第5条 予算第7条に定めた職員給与費「240,686千円」を「236,001千円」に改める。

令和4年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 令和4年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 土地売却面積	25,869㎡	21,069㎡

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 土地造成事業収益	469,535千円	△10,139千円	459,396千円
第1項 営業収益	292,557千円	△35,568千円	256,989千円
第2項 営業外収益	176,978千円	2,045千円	179,023千円
第3項 特別利益	-千円	23,384千円	23,384千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	235,947千円	△6,813千円	229,134千円
第1項 営業費用	231,440千円	△6,813千円	224,627千円

第4条 予算第4条に定めた本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額365,857千円は、過年度分損益勘定留保資金96,840千円及び当年度分損益勘定留保資金269,017千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額486,857千円は、過年度分損益勘定留保資金118,492千円及び当年度分損益勘定留保資金368,365千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	2,281,857千円	121,000千円	2,402,857千円
第2項 企業債償還金	2,237,000千円	121,000千円	2,358,000千円

第5条 予算第7条に定めた職員給与費「30,991千円」を「22,769千円」に改める。

令和4年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算

第1条 令和4年度和歌山県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間総処理水量	7,952,985 ^{m³}	7,328,835 ^{m³}
(3) 1日平均処理水量	21,789 ^{m³}	20,079 ^{m³}

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	2,761,779千円	△30,975千円	2,730,804千円
第1項 営業収益	901,872千円	△70,248千円	831,624千円
第2項 営業外収益	1,859,907千円	39,273千円	1,899,180千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	2,761,779千円	△30,975千円	2,730,804千円
第1項 営業費用	2,578,047千円	△20,294千円	2,557,753千円
第2項 営業外費用	183,732千円	△10,681千円	173,051千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,127,662千円	△22,997千円	1,104,665千円
第1項 企業債	112,700千円	△600千円	112,100千円
第2項 補助金	902,213千円	△21,874千円	880,339千円
第3項 負担金	112,749千円	△523千円	112,226千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,127,662千円	△22,997千円	1,104,665千円
第1項 建設改良費	530,273千円	△22,997千円	507,276千円

第5条 予算第6条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第6条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「845,773千円」を「888,045千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
紀の川流域下水道事業	千円 61,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
紀の川中流流域下水道事業	51,000	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 61,300	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和4年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
50,800	同上	同上	同上

和歌山県報

令和五年三月三日

号外

別冊